

番 号
年 月 日

栃木県知事 様

養成施設等設置者

介護福祉士養成施設変更届出書

標記について、社会福祉士及び介護福祉士法施行令第4条第2項の規定に基づき届け出ます。

介護福祉士養成施設変更届出書

1 名称						
2 位置						
3 設置者 (法人の場合は 名称・所在地)	氏名					
	住所					
4 設置年月日						
5 種類等	種 類	1 学年 の定員	学級数	1 学級 の定員	修 業 年 限	授業開始 予定年月日
	(1) 第1号養成施設(養成施設指定規則第5条)(昼間課程・夜間課程)					
	(2) 第2号養成施設(養成施設指定規則第6条)(昼間課程・夜間課程)					
	(3) 第3号養成施設(養成施設指定規則第7条)(昼間課程・夜間課程)					
6 養成施設の 長の氏名			7 専任事務 職員氏名			
8 専任教員 (教務に関する 主任者には氏 名の前に◎印 をし、各領域の 科目編成等を 行う者には、○ 印をすること)	氏 名	年齢	担当科目	資格名	指定規則 該当番号	教員調書 頁番号
9 医療的ケア を担当する教 員						
10 その他の教 員						

	領域	教育内容 (時間数)	開講科目名称	時間数	
11 開講科目 対照表	人間と社会	人間の尊厳と自立 (30)			
			計		
		人間関係とコミュニケーション (30)			
			計		
		社会の理解 (60)			
			計		
		人間と社会 に関する 選択科目			
			計		
	人間と社会 合計				
	介 護	介護の基本 (180)			
			計		
		コミュニケーション 技術 (60)			
			計		
生活支援技術 (300)					
		計			
介護過程 (150)					

				計				
		介護総合演習 (120)						
				計				
		介護実習 (450)						
				(介護実習Ⅰの計)				
				(介護実習Ⅱの計)				
				計				
		介護 合計						
	こころとからだのしくみ	発達と老化の理解 (60)						
			計					
		認知症の理解 (60)						
			計					
		障害の理解 (60)						
			計					
		こころとからだのしくみ(120)						
			計					
		こころとからだのしくみ 合計						
	医療的ケア	医療的ケア(50)						
	医療的ケア 合計							
	合 計							
12 建	土地面積	教室等の名称 (各室毎に記	面 積	共用先 (共用する場合について	教室等の名称 (各室毎に記	面 積	共用先 (共用する場合について	

物		入すること)		のみ記入)	入すること)		のみ記入)		
			m ²			m ²			
			m ²			m ²			
	建物延面積			m ²			m ²		
				m ²			m ²		
				m ²			m ²		
				m ²			m ²		
13 教育用機械器具及び模型	実習用モデル人形			体	視聴覚機器			器	
	人体骨格模型			体	障害者用調理器具・食器類			台	
	成人用ベッド			床	和式布団一式			式	
	移動用リフト			台	吸引装置一式			式	
	スライディングボード・マット			台	経管栄養用具一式			式	
	車いす			台	処置台又はワゴン			台	
	簡易浴槽			槽	吸引訓練モデル			体	
	ストレッチャー			個	経管栄養訓練モデル			体	
	排せつ用具			個	心肺蘇生訓練用器材一式			式	
	歩行補助つえ			本	人体解剖模型			体	
	盲人安全つえ			本					
	14 実習施設	施設名及び施設種	氏名（法人にあつては名称）	設置年月日	位置	入所定員	実習指導者	実習指導者調書頁番号	実習区分
									I II
								I II	
								I II	
								I II	
								I II	

(注1) 記載事項が多いため、この様式によることができないときは、適宜様式の枚数を増加し、この様式に準じた指定申請書を作成すること。

(注2) 8の専任教員の資格名欄には、介護福祉士、医師、保健師、助産師、看護師、社会福祉士の資格を持つ者について記入すること。

(注3) 8の専任教員の指定規則該当番号の欄には、指定規則中の専任教員の要件のうち該当する条項を記入すること。(〈例〉5-5-イ)

また、医療的ケアを担当する教員の指針該当番号の欄には、

- (1) 医療的ケア教員講習会修了者であつて、かつ医師、保健師、助産師、看護師の資格を取得した後5年以上の実務経験を有する者

(2) 介護職員によるたんの吸引等の試行事業又は研修事業（不特定多数の者を対象としたものに限る。）における指導者講習会を修了した者であって、かつ医師、保健師、助産師、看護師の資格を取得した後5年以上の実務経験を有する者

のうち、いずれか該当する番号を記載すること。

(注4) 12の建物欄には、介護実習室は、専らベッドを用いる実習室（㎡）と和室（畳）を区別して記入すること。